

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を定める規則をここに公布する。

平成31年3月20日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を定める規則

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第40号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規定により読み替えて適用する改正条例第1条中第2の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条の3第3項第1号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 改正条例第1条中第2の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次号において「改正前給与条例」という。）第22条の3第3項第1号の規定により算出した額
- (2) 前号に掲げる額（改正前給与条例第22条の3第3項第1号に規定する支給単位期間のうち平成31年4月1日以後の期間に対応する額として人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額に限る。）と、改正条例第1条中第2の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第22条の3第3項第1号の規定により算出した額（同号に規定する支給単位期間のうち同日以後の期間に対応する額として人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額に限る。）との差額

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。